

衛 乳 第 3 5 号

平成2年5月24日

(最終改正：平成25年12月27日食安発1227第1号)

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{政令市長} \end{array} \right)$  殿

厚生省生活衛生局長

対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について

我が国から米国への食肉の輸出については、昭和38年9月21日付け環発第401号「対米輸出肉を取り扱うと畜場および食肉処理場の選定について」に基づき取り扱われてきたところ、長年輸出の実績もなく、この間米国においても「米国連邦食肉検査法」が改正されたことにかんがみ、この度、米国農務省と協議の上、別紙「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」を策定したので、今後はこれに基づき関係者に指導方願いする。

なお、昭和38年9月21日付け環発第401号及び昭和39年3月7日付け環発第128号は廃止する。